

1. 件 名：関西電力株式会社による大飯発電所1号炉及び2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関するヒアリング（8）
2. 日 時：令和3年2月5日（金）13時30分～14時30分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、鈴木安全審査専門職
関西電力株式会社
原子力事業本部 原子力発電部門 原子力運用管理担当部長 他4名

5. 要 旨：

標記に関して、原子力規制庁は、関西電力株式会社とヒアリングを行い、大飯1, 2号炉のクリアランス申請に係る基本ロジック並びに放射能濃度確認対象物の汚染状況のデータ及び評価単位の設定方法等について、主に以下のコメントをした。

- ・資料2の放射能濃度確認対象物の核種分析結果（表5）において、令和3年1月に追加取得したデータを、申請時点の令和2年6月からの減衰を考慮して割り増しする補正をしているが、今後、補正申請がなされることを踏まえ、当該のデータを当初申請時点に合わせるのではなく、その他のデータを令和3年1月時点で補正して示すこと。
- ・資料3の測定単位の設定において、追加取得したデータのみからCo-60の放射能濃度がクリアランス判断基準の1/33以下であると説明しているが、資料3表6（1号炉胴板等のCo-60濃度）に示されている当初より取得しているCo-60の放射能濃度の数値も含めて説明すること。
- ・資料3の放射能濃度確認対象物の管理方法について、運搬において追加的な汚染が生じないようにすることの説明が、重複して記載されているので整理すること。

6. その他：

関西電力からの配付資料

- ・資料1：大飯1, 2号炉 燃料取替用水タンククリアランス認可申請書の基本ロジックについて Rev. 2
- ・資料2：放射能濃度確認対象物の汚染状況の調査結果 Rev. 2
- ・資料3：放射能濃度確認対象物の評価単位の設定方法等について Rev. 1

以上